

物品・委託等の入札等
に参加される皆様へ

物品等入札参加資格についての注意点

物品等入札参加資格について、代表者や所在地、年間代理人などに変更が生じた場合の入札参加に当たっては、下記の事項に留意してください。

記

株主総会・取締役会等
の動向に注意！！

● **登録事項に変更が生じた場合、**

速やかに変更手続きを行ってください。

変更手続きが完了しないまま、入札に参加することはできません。

- ・変更手続きは、「ちば電子調達システム」により行うことができます。システムへの入力後「入札参加資格記載事項変更届」を印刷し、千葉県電子自治体共同運営協議会の共同受付窓口に提出してください。
- ・提出書類が共同受付窓口に到着後に審査を行い、審査が完了すると、変更内容が「電子入札システム」に反映されます。
- ・変更事項によっては、変更内容を証明する書類等を添付していただきます。
- ・提出書類に不備がある場合には、補正の指示等の連絡をしますので、速やかに対応願います。

入札期間中に変更が生じた場合 要注意

・変更した内容を、入札の発注所属に必ず連絡してください。

入札の日程により、参加できない場合がありますのでご留意ください。

・入札に係る書類には、変更後の内容を記載してください。

その他詳細（申請マニュアル等）については、「ちば電子調達システム」ホームページを御覧ください。（URL：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>）

資格登録・変更届等送付先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1千葉県庁南庁舎2F

千葉県電子自治体共同運営協議会 電話 043-441-5551

変更手続きが完了しないまま入札に参加した場合 要注意

・変更手続きが完了しないまま入札に参加した場合、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」に基づき指名停止が行われることがあります。指名停止となつた際には、一定期間入札に参加することはできません。

資格に関する問合せ先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県総務部管財課調達指導班

電話 043-223-2211

「国家資格キャリアコンサルタント」になって 会社を元気にしてみませんか？

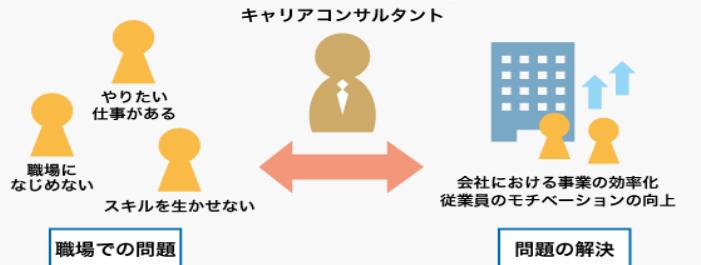
■ 国家資格キャリアコンサルタントとは

- ◆ キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家として、平成28年4月より、職業能力開発促進法に規定された国家資格です。
- ◆ 法律上の守秘義務・信用失墜行為の禁止義務が課されている名称独占資格です。

■ キャリアコンサルティングを活用すると

- ◆ 社員との信頼関係を構築し、社員が抱える課題を把握できるようになります。
- ◆ 社員の自らの課題の気づき、自発的な職業能力の開発などの取組を、促すことができるようになります。

- キャリアコンサルタントは、企業のほか、大学・学校、教育訓練機関、職業紹介機関等で活躍しています。
- 部下とコミュニケーションが良くとれるようになったという効果も報告されています。
- キャリアコンサルタント資格は、退職後のセカンドキャリアにも活用できます。



※職業能力開発促進法（第10条の3）では、従業員へのキャリアコンサルティング機会の提供が企業に求められています。

■ 資格取得の方法は

ステップ1：養成講習の受講※1

厚生労働大臣認定の養成講習が、**19の機関で開設**されています（平成31年4月現在）。

講習時間は、**合計140時間**です。

専門実践教育訓練給付金（給付割合最高7割※2）の対象となる講座もあります※3。

※1 キャリアコンサルティングの実務経験が3年以上ある方は、養成講習を受講せずに国家試験を受験することが可能です。

※2 平成29年12月31日以前に受講を開始した方については、給付割合は最高6割です。

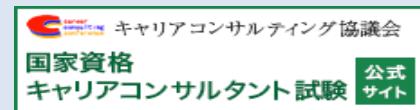
※3 専門実践教育訓練給付金の受給に当たっては、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

ステップ2：国家試験の受験

学科試験：キャリアコンサルティングに必要な知識について、四肢択一のマークシート方式で出題されます。

実技試験：論述試験（事例記録を読み設問に解答する記述式）と、面接試験（受験者がキャリアコンサルタント役となり、キャリアコンサルティングを行う15分間のロールプレイなど）があります。

詳しくは各機関の公式サイトをご覧下さい。



<https://www.career-shiken.org/>



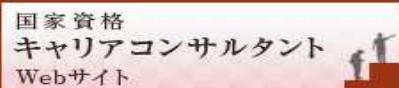
<https://www.jcda-careerex.org/>

ステップ3：キャリアコンサルタントの登録

国家資格キャリアコンサルタントになるためには、国家試験合格後、**キャリアコンサルタント名簿に登録**することが必要です。

2019年5月現在、全国で4万4千人を超える方が登録しています。

詳しくは公式サイトをご覧下さい。



<https://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/entry.html>



厚生労働省ホームページもご覧ください。

キャリアコンサルタント 厚生労働省

検索



ひら
あしたを拓く人を創る
厚生労働省 人材開発統括官

「国家資格キャリアコンサルタント」導入のメリット！

～社員の満足感が向上したほか、キャリア形成にも好影響～

■ キャリアコンサルティングの効果・意義

直接的な効果

- ・上司・部下のコミュニケーションの促進
- ・社員の意識や職場の課題把握

人事施策との相乗効果

- ・社員の定着促進
- ・社員の職業能力の向上

広範な経営施策との相乗効果

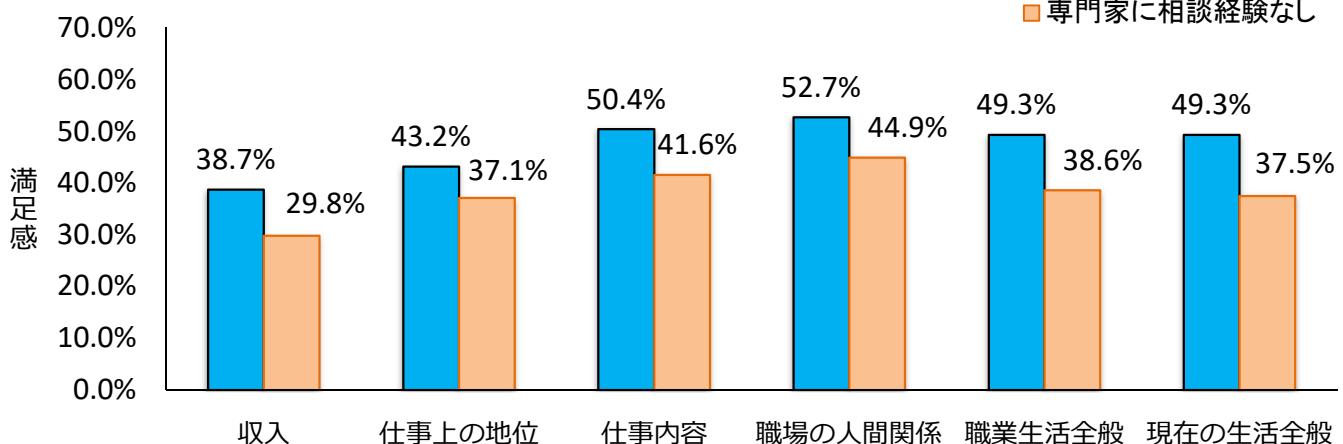
- ・業績の向上
- ・生産性の向上

■ キャリアコンサルティングに関する調査・報告

◆ キャリアの専門家に相談経験のある方は、職業生活全般において満足感がアップ！

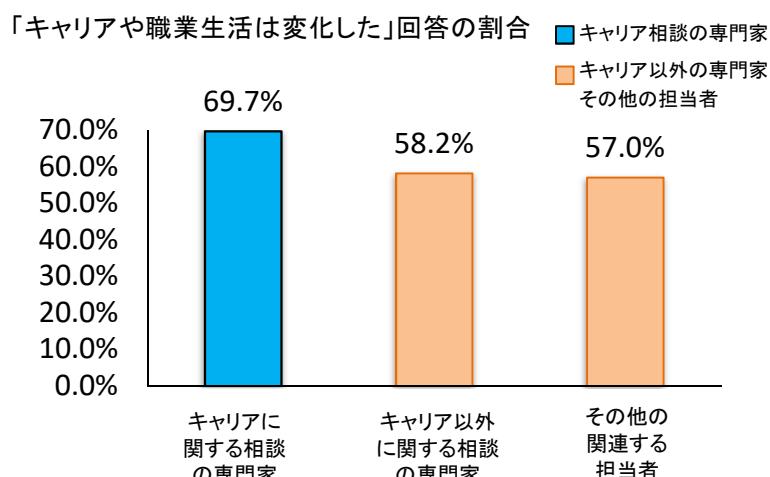
※相談経験（平均3.8年前）の有無による違い

■ 専門家に相談経験あり
■ 専門家に相談経験なし

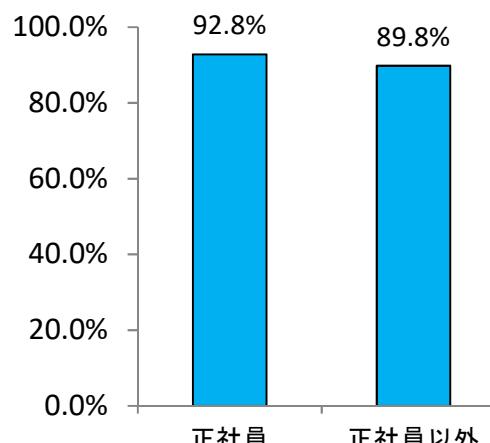


独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働政策レポートvo.12」（平成31年3月）

◆ キャリアの専門家への相談によって多くの方が、職業生活の変化などを実感！



キャリアに関する相談が役に立った



労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書No.191」（平成29年3月）

厚生労働省「能力開発基本調査」（平成30年度）

職業訓練指導員になるには

職業訓練指導員になるためには、高校などの先生と同じように、指導員の「免許」を取得する必要があります。

取得方法は複数ありますので、主な取得方法をご紹介します。

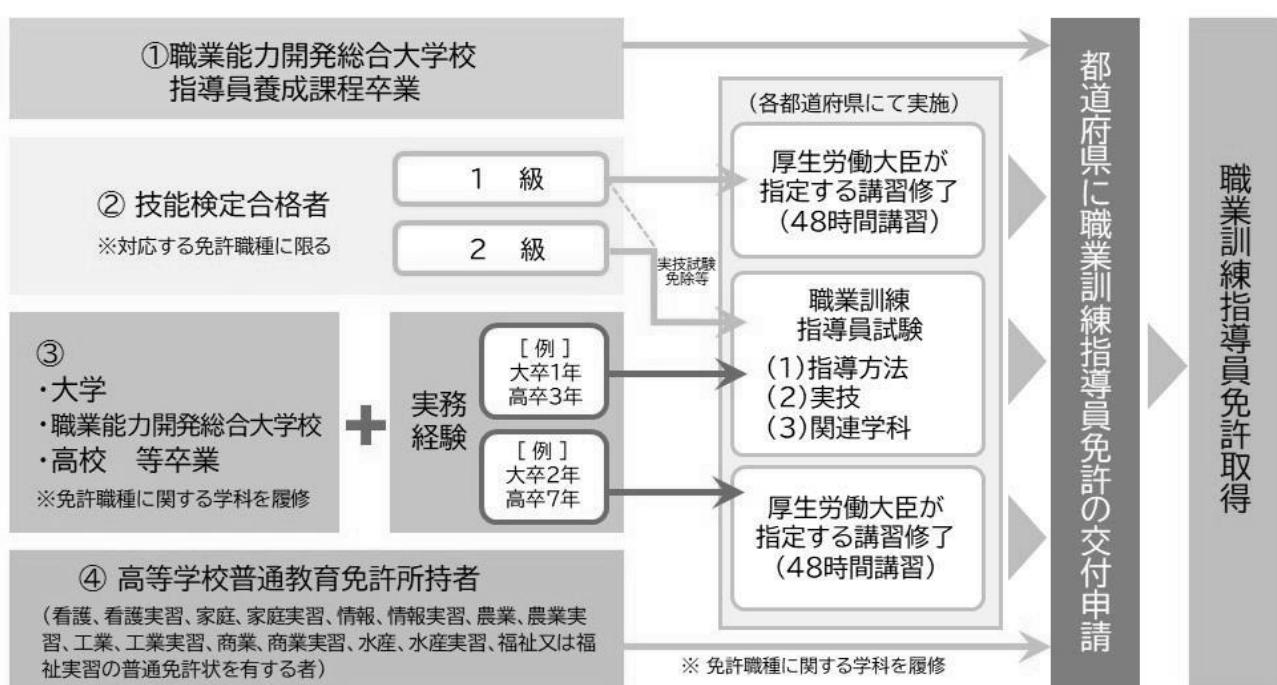
指導員免許を取得するための主なルート

職業訓練指導員には1・2・3種の免許職種があります。

免許を取得するためには、免許職種における能力を有することが必要となり、取得にあたっては、いくつかのルートがあります。

いずれのルートにおいても、本人から都道府県に申請し、各都道府県知事により交付されます。

職業訓練指導員免許を取得するための主なルート



職業能力開発総合大学校の指導員養成課程を修了

指導員養成課程とは、普通職業訓練を担当できるテクノインストラクターを養成する課程です。
指導員養成課程の訓練内容は、以下のリンクをご覧下さい。

[職業能力開発総合大学校 指導員養成課程](#)

職業訓練指導員試験に合格

職業訓練指導員試験とは、職業能力開発促進法第30条第1号の規定により、都道府県において実施する試験です。

試験に合格された方には「合格証書」が交付されます。

試験の内容について

- 1 指導方法＜学科試験＞／全免許職種共通
- 2 取得を希望する免許職種に関する＜学科試験＞
- 3 取得を希望する免許職種に関する＜実技試験＞
 - ・ 1～3全ての試験に合格することで、免許の申請が可能になります。
 - ・ 1の試験は、例年ほぼ全ての都道府県において実施しています。
 - ・ 2, 3の試験は、職業訓練実施状況等に応じて、一部の都道府県にて実施しています。

都道府県が実施する「職業訓練指導員試験」のご案内

各都道府県において毎年度試験を実施していますが、実施職種・実施時期は、各都道府県で異なります。受験にあたっては、免許職種に関する実務経験等が必要となります。

受験資格や、試験の一部免除等の要件については、各都道府県の担当者へご照会下さい。

- [職業訓練指導員試験 実施情報（都道府県の公示情報へのリンク）](#)
- [!\[\]\(b7e1c8bc060ab2af8bc42ce81bfcf3c4_img.jpg\) 職業訓練指導員試験についてのお問い合わせ先一覧 \[135KB\]](#)

職業訓練指導員講習（48時間講習）を修了

職業能力開発促進法施行規則第39条第1号の規定に基づいて実施している講習です。
受講資格の要件を満たした場合に、受講が可能となります。

受講資格について

以下の表のように、受講する際には、免許職種に関する学科の履修や訓練の修了、技能検定の職種合格の資格等をお持ちであることが必要です。

また、受講をお申し込みの際には、「履修証明書」や「修了証明書」、「単位取得証明書」「成績証明書」などを併せてご提出いただく必要があります。

＜主な受講資格と、必要な実務経験の年数＞

受講資格	必要な実務経験の年数
技能検定合格者（1級又は単一等級）	-
高度職業訓練（応用課程・特定応用課程・特定専門課程）の技能照査合格者	1年
専門課程の高度職業訓練（養成訓練）の技能照査合格者	3年
専門課程の高度職業訓練（養成訓練）の修了者	4年
普通課程の普通職業訓練（養成訓練）の技能照査合格者	6年
普通課程（規則別表第2）の普通職業訓練（養成訓練）の修了者	7年

受講資格	必要な実務経験の年数
短期課程（規則別表第4の700時間以上）の普通職業訓練の修了者	10年
専修訓練課程の養成訓練の修了者	10年
大学卒業者（免許職種に係る学科を履修）	2年
外国の大学卒業者（免許職種に係る学科を履修）	2年
短大・高専卒業者（免許職種に係る学科を履修）	4年
高等学校卒業者（免許職種に係る学科を履修）	7年

注1：「必要な実務経験の年数」は、各課程の「修了後」や「卒業後」、「技能照査合格後」の年数です。

注2：単一等級技能検定合格者のうち、電子回路接続・パルコニー施工職種は該当しません。

注3：免許職種に係る学科とは職業能力開発促進法施行規則の別表11における関連学科となります。

講習の実施予定等、詳細は、[PDF 各都道府県の職業能力開発主管課 \[135KB\]](#) までお問い合わせ下さい。

職業訓練指導員免許職種（全123職種）と技能検定の関係について

職業能力開発促進法施行規則「別表11の2」において、職業訓練指導員の「免許職種（全123職種）」と「技能検定職種」の対応関係を規定しております。全ての技能検定職種に対応しているものではございませんのでご注意下さい。

[PDF 職業能力開発促進法施行規則 別表11の2 \[165KB\]](#)

職業訓練指導員になろう！

職業訓練指導員



テクノインストラクター になろう！

職業訓練指導員（テクノインストラクター）とは

●ハロートレーニング等で受講者に、技能・技術の指導によるスキルアップの支援やキャリアコンサルティングによる就職支援を行う、法律（職業能力開発促進法）に基づく「専門職」です。

●都道府県や独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構（JEDD）が設置・運営する公共職業能力開発施設で、約4,500人が職業訓練指導員として活躍しています。



職業訓練指導員（テクノインストラクター）の仕事

① 技術的指導

テクノインストラクターは、就職やスキルアップなどに必要な技術・技術・知識についての指導や就職支援などを行っています。訓練を受講して就職した方からは「おかげで希望の仕事に就くことができました！」といった感謝の言葉をかけられる存在もあります。

訓練の受講者

- ・離職者（これから働く方）・学卒者（主に高校を卒業した学卒者）
- ・在職者（働いている方）・障害者（障害のある方）

② キャリアコンサルティング

受講者に対し、面談やジョブ・カードの活用によって、受講者1人1人のスキル、個性、職歴等を踏まえた、その人に合ったキャリアコンサルティングを行います。



③ 人材育成・訓練コーディネート

人材ニーズ、地域ニーズ、技術的動向等を把握し、企業などで必要とされている人材を育成するための訓練カリキュラムを作成するなど、訓練のコーディネートを行います。

企業のニーズに応じて、オーダーメイドの在職者向け職業訓練を企画・実施することもあります。

④ 訓練カリキュラム開発

地域ニーズ及びその分野の技術動向に沿った訓練カリキュラム、訓練計画の作成のほか、訓練で使用する教科書、教材、実習装置の開発等を行います。



テクノインストラクター総合情報サイト 一括で未来を切り開くー

職業訓練指導員を広く認知いただくため、指導員業務の魅力を発信するテクノインストラクター総合情報サイトでは、全国で活躍する現役の職業訓練指導員のインタビューや動画コンテンツのほか、職業訓練指導員になるための情報を発信しています。



厚生労働省

ひとくらし、くらまのため
Ministry of Health, Labour and Welfare

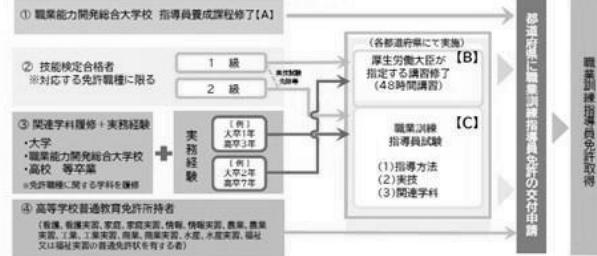
職業訓練指導員（テクノインストラクター）になるには？

職業訓練指導員免許が必要です。

●職業訓練指導員には123種の免許種類があります。（例：機械科、電気科、自動車整備科など）

●免許を取得するためには、免許種別における能力を有することが必要となり、いくつかのルートがあります。

■職業訓練指導員免許を取得するための主なルート



【A】 職業能力開発総合大学校を修了

（主な資格取得者の対象者）

○指導力認定コース…職業能力開発総合大学校の総合課程3年生
※総合課程3年生に当たるコースで修得することで、総合課程修了時に職業訓練指導員免許の交付申請が可能

○訓練技術指導コース…職業能力開発大学校（応用課程）修了者

○訓練技術・技術実習得点コース…大学や高等専門学校で関連学科を修修した者

○実務経験者訓練方法実習コース…実務経験者

○職種転換コース…普通課程修了専修所持者など

【B】 厚生労働大臣が指定する講習修了（48時間講習）

各都道府県の地元協会で実施しています。

受講資格の条件を満たした場合に、受講が可なります。

（講習内容）

職業訓練原理、労働安全衛生、訓練生の心理や関連法規等、指導員として必要な知識と指導方法を学びます。

都道府県にもよりますが、朝から夕方まで、6日間の講習を受講し、確認試験に合格すると修了証を取得できます。

※講習の実施情報は各都道府県能開設協会HPでご確認下さい。

<主な受験資格>

受験資格	年数
技能検定合格者（1級または準一級）	0年
高度職能実習（必用課程）の技能検定合格者	1年
高度職能実習（専門課程）の技能検定合格者	3年
普通課程の普通職業訓練の技能検定合格者	6年
大学卒業者（免許種別に関する学科を修修）	2年
高校卒業者（免許種別に関する学科を修修）	7年

全国のテクノインストラクター採用情報はこちら



PDF 職業訓練指導員（テクノインストラクター）になろう！ [1.3MB]

人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室 基準・指導員係



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

【別表】職業訓練指導員免許職種(123職種)と技能検定職種との対応表

職業能力開発促進法施行規則 別表11の2

免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾
造園科	造園
森林環境保全科	
鉄鋼科	金属溶解
鋳造科	金属溶解／鋳造／粉末冶金／ダイカスト
鍛造科	鍛造
熱処理科	金属熱処理／金属材料試験
機械科	機械加工／非接触加工(放電加工)／金型製作／工業彫刻／仕上げ／機械検査／機械保全／油圧装置調整／テクニカルイラストレーション／機械・プラント製図／切削工具研削
溶接科	
塑性加工科	金属プレス加工／工場板金／鉄工／建築板金
構造物鉄工科	鉄工
金属表面処理科	めつき／アルミニウム陽極酸化処理
電子科	電子回路接続／電子機器組立て／半導体製品製造／自動販売機調整
メカトロニクス科	電気機器組立て／シーケンス制御
電気科	電気機器組立て／シーケンス制御／自動販売機調整／電気製図
電気工事科	
コンピュータ制御科	
発変電科	
送配電科	
自動車製造科	内燃機関組立て
自動車整備科	
自動車車体整備科	
航空機製造科	
航空機整備科	
鉄道車両科	鉄工／鉄道車両製造・整備
造船科	鉄工
時計科	時計修理
光学ガラス科	眼鏡レンズ加工／光学機器製造
光学機器科	光学機器製造
計測機器科	
理化学機器科	家庭用電気治療器調整
製材機械科	切削工具研削／製材のこ目立て
内燃機関科	内燃機関組立て
縫製機械科	縫製機械整備
建設機械科	建設機械整備
建設機械運転科	
農業機械科	農業機械整備
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
織機調整科	織機調整
織布科	
染色科	染色
ニット科	ニット製品製造
洋裁科	婦人子供服製造
洋服科	紳士服製造
和裁科	和裁
寝具科	寝具製作
帆布製品科	帆布製品製造
縫製科	布はく縫製
木型科	木型製作
木工科	木工機械調整／機械木工／家具製作／建具製作／製材のこ目立て
木材工芸科	漆器製造
竹工芸科	竹工芸
紙器科	紙器・段ボール箱製造
製版・印刷科	製版／印刷
製本科	製本
プラスチック製品科	プラスチック成形／強化プラスチック成形
レーザー加工科	
ガラス科	ガラス製品製造
ほうろう製品科	ほうろう加工

免許職種	技能検定職種
陶磁器科	陶磁器製造
ブロック建築科	れんが積み／ブロック建築／エーエルシーバネル施工
石材科	石材施工／コンクリート積みブロック施工
麺料	製麺
パン・菓子科	パン製造／菓子製造
食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産物加工科	水産練り製品製造
発酵科	みそ製造／酒造
建築科	建築大工／枠組壁建築／パルコニー施工／建築図面製作／サッシ施工
屋根科	かわらぶき
とび科	とび
左官・タイル科	左官／タイル張り
築炉科	れんが積み／築炉
畳科	畳製作
配管科	配管／浴槽設備施工
住宅設備機器科	
さく井科	さく井／ウェルポイント施工
建設科	型枠施工／鉄筋施工／コンクリート圧送施工
枠組壁建築科	建築大工／枠組壁建築／パルコニー施工／建築図面製作
プレハブ建築科	
スレート科	スレート施工
建築板金科	建築板金
防水科	防水施工
インテリア科	内装仕上げ施工／表装
床仕上げ科	内装仕上げ施工
熱絶縁科	熱絶縁施工
サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工／ガラス施工／サッシ施工
土木科	ウェルポイント施工
測量科	
ボイラー科	
クレーン科	
港湾荷役科	
化学分析科	化学分析
公害検査科	
漆器科	漆器製造
貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
印章彫刻科	印章彫刻
表具科	表装
塗装科	塗装／塗料調色
広告美術科	広告美術仕上げ
義肢装具科	義肢・装具製作
フォークリフト科	
電気通信科	
電話交換科	
工業包装科	工業包装
事務科	
貿易事務科	
流通ビジネス科	
介護サービス科	
写真科	写真
理容科	
美容科	
ホテル・旅館・レストラン科	
観光ビジネス科	
建築物衛生管理科	ビルクリーニング
建築物設備管理科	ビル設備管理
日本料理科 中国料理科 西洋料理科	調理
臨床検査科	
デザイン科	
フラー装飾科	フラー装飾
情報処理科	

令和7年度

職業訓練サービス ガイドライン研修



研修のご案内

eラーニングを実施します!

「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」について

民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントの質の向上を目的とした民間教育訓練機関のためのガイドラインです。

このガイドラインは、民間教育訓練機関が提供する自発的な職業訓練サービスのほか、民間教育訓練機関が委託訓練、求職者支援制度における認定訓練及び教育訓練給付制度における指定講座により実施する**職業訓練サービスの質の確保・向上**を目的としています。

職業訓練サービスガイドライン研修とは

民間教育訓練機関が「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン(平成23年厚生労働省策定)」に沿って、職業訓練サービスの質の確保・向上に取り組めるよう、同ガイドラインの体系的な理解、知識習得を目的に、訓練運営責任者や講師の方などを対象に実施する研修です。



**求職者支援訓練の認定及び委託訓練の受託には、
本研修の有効な受講証明書を有する方の在籍が必須となっています。**

なお、都道府県が行う委託訓練については、上記条件が異なる場合がございますので、各都道府県に詳細をご確認ください。

受講申込・
お問合わせ

職業訓練サービスガイドライン研修

検索

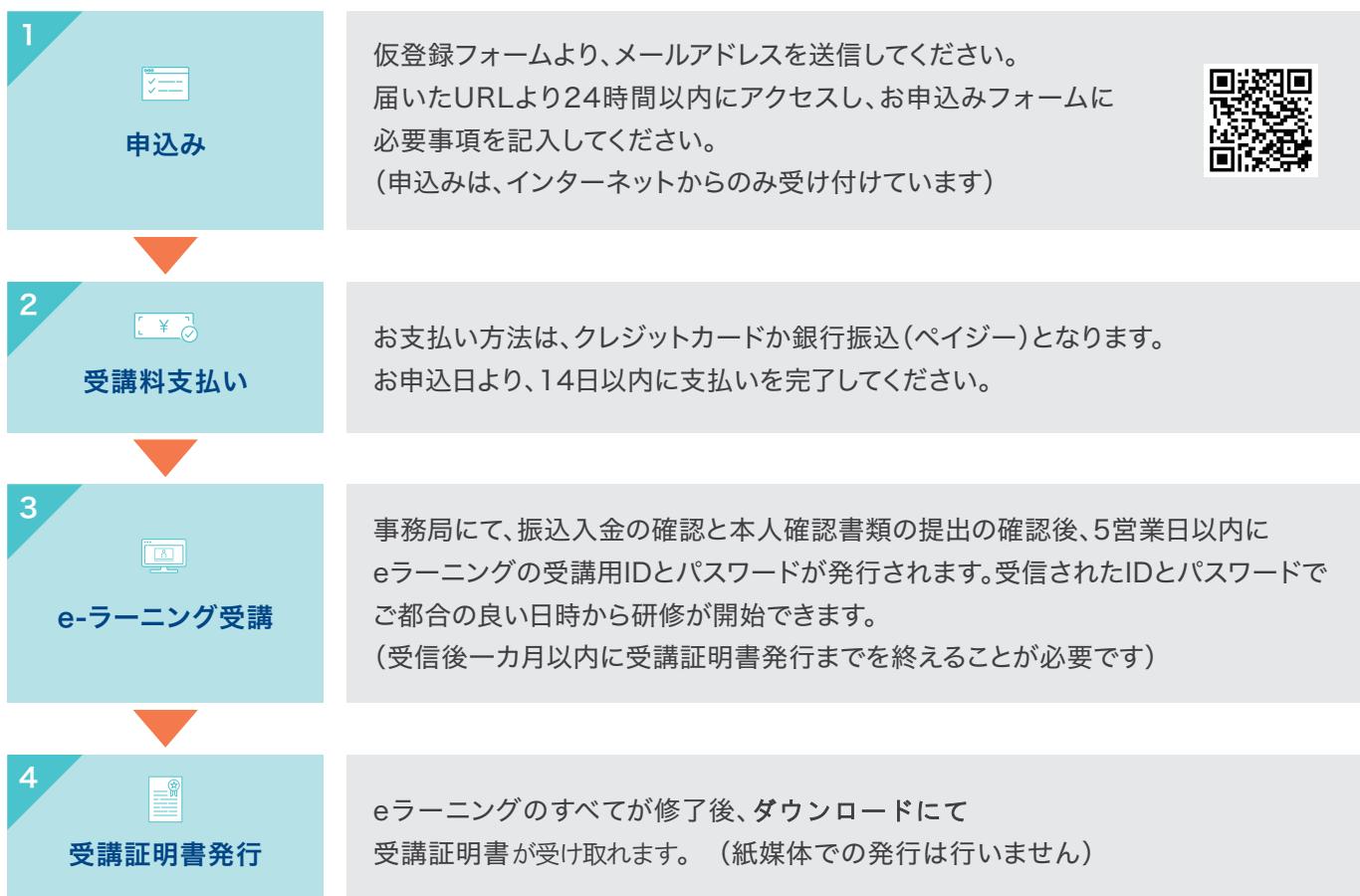
<https://jobtraining-guideline.mhlw.go.jp>



研修について

対象者	民間教育訓練機関の施設責任者、訓練運営責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者など
受講料	6,000円(税込)
研修内容	令和7年度は、オンデマンド型のeラーニング学習を提供します。
研修カリキュラム	<ol style="list-style-type: none">1 職業訓練サービスの質保証を取り巻く現状2 ガイドラインを活用したPDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)による職業訓練の運営について3 職業訓練サービスの質の向上の取り組みについて4 職業訓練サービスの質の向上に向けた具体的な改善取り組み事例
修了条件	eラーニング学習のすべてを受講して、項目ごとの確認テスト(全問正解)、修了テスト(80%以上正解)及びアンケートの提出を実施すると修了となります。 ※テストは、再度受けることが可能です。
受講証明書	修了した受講者には、受講証明書が発行されます。有効期限は、発行日から3年間です。

申込み～受講証明書発行までの流れ



問い合わせ先

■ 事業受託者：JAMOTE認証サービス株式会社

〒104-0033

東京都中央区新川 2-1-11 八重洲第一パークビル

Webサイト <https://jamotec.co.jp>



別添

長期高度人材育成コース

審査票(令和 年 月開講)

訓練の種類: _____

委員氏名 _____

評価項目	評価基準	提案番号	
		実施施設	
		コース名	
		配点	採点 点数
1 企画提案内容		40	/
①業務内容の理解	・事業の趣旨を十分に理解した企画提案になっているか。 ・離職・転職者及び企業ニーズを把握し、それを踏まえた提案内容となっているのか。 ・仕上がり像が明確であるか。	10	
②訓練内容の独自性、企画力	・実現性のある訓練が実施できるのか。（企業実習を実施する場合は、実習先が確保されているか。） ・時代のニーズに対応し、カリキュラムに創意工夫がなされているか。 ・カリキュラムは仕上がり像と整合性を有しているか。	10	
③就職支援内容の独自性、企画力	・必要な就職支援業務を実施しているか。 ・訓練受講中の訓練生に対する支援が、効果的な内容であるか。 ・未就職の訓練修了生に対する支援が、効果的な内容であるか。 ・効果的な独自提案があるか。	10	
④定着支援内容の独自性、企画力	・必要な定着支援業務を実施しているか。 ・定着支援対象者に対して効果的なフォローアップができるか。	10	
2 業務遂行能力		35	/
⑤業務実施体制	・業務を円滑に実施するための体制（人数・役割）は妥当であり、業務遂行に無理はないか。 ・事務責任者や専任の事務担当が配置されているか。 ・再委託がある場合、再委託先や再委託する業務内容は適正か。 ・オンラインで訓練を実施できるか。 ・「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所」の認定を受けているか。	10	
⑥訓練運営体制	・カリキュラムに対応した講師の確保する見込みはあるのか。 ・必要な講師数を確保する見込みはあるか。	5	
⑦就職支援体制	・就職支援責任者として配置する人材は適切か。 ・キャリアコンサルタント等の就職支援を担当する者の人数・役割は妥当であるか。	5	
⑧定着支援体制	・定着支援を担当する者の人数・役割は妥当であるか。	5	
⑨施設・設備の確保	・訓練に必要な施設・設備は確保されているか。	5	
⑩業務を円滑に実施することができるのか。	・業務を円滑に実施するための経験・実績等があるか。	5	
3 事業の効果		20	/
⑪事業の効果	・目標が設定されているか。 ・目標達成に向けた取り組みや工夫があり目標の達成が期待できるか。 ・安定した雇用に結びつく成果が期待できるか。 ・就職実績は十分なものか。 ・職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいるか	20	
4 経費の妥当性		5	/
⑫経費の積算	・訓練実施経費の積算根拠は明確で、合理的な内容であるか。 ・訓練生の経費負担は必要最低限なものが計上されているか。	5	
合 計		100	

採点は、項目ごとに5段階評価とし、
極めて良いを「5」、良いを「4」、普通程度を「3」、良くないを「2」、極めて良くないを「1」とする。

※採点において「1」（極めて良くない）をつけた場合は、その理由を記載してください。

--

長期高度人材育成コース関係Q & A

内容	回答
高等学校や大学等の新規学卒未就職者は、対象者になるか。	新規学卒未就職者は対象となりません。また、学卒未就職者であつて受講申し込み時点で学校卒業後1年以上経過していない者も対象となります。
受講対象者の年齢について「概ね55歳未満」ではないのか。	55歳以上のものであっても、ハローワークにおけるキャリアコンサルティング等により受講の必要性について、求職者の状況に応じて個別に判断することになったため、年齢制限についてはパンフレットに記載をしないこととしています。
オンライン訓練等は委託訓練として認められるか。	国家資格の取得を目的とする指定養成機関の養成課程又は専門職大学院課程の履修の手法として認められたものであれば、委託訓練を実施する手法として認められます。
保育士の養成施設においては、幼稚園教諭の資格も一緒に受講できるコースも存在するが、このようなコースは設定してよいか。 また、この場合の修了要件はどのように判断するか。	必須科目以外で任意で受講できる場合は、有償、無償にかかわらず、訓練カリキュラムには含めないでください。(経費から除いてください)。 幼稚園教諭の資格も必須である場合は、訓練のカリキュラムに設定することは可能ですが、訓練における主目的とする国家資格(保育士)の取得が修了要件となります。 なお、修了要件として設定した資格を取得できなかった場合は、その時点で修了要件を満たさず退校処分を行う必要があるため、留意してください。 また、定着支援費の対象となるのは保育士資格を条件として就職した場合のみとします。
1単位時間が90分の場合、訓練時間の計算方法はどのようにするのか。	委託訓練においては、1単位時間90分=2時間として算定してください。 その場合は、委託訓練カリキュラム(提案書様式3)も2時間として積算する必要があります。
講師の「指導経験年数」と「実務経験年数」はどう算定するのか。	「指導経験年数」:担当科目的教育機関等での指導経験年数 「実務経験年数」:担当科目の訓練内容に関する実務経験(就労経験)年数 訓練開始予定である令和8年4月1日現在予定で記載してください。
訓練となる講義以外に学校行事(学校祭や旅行など)を行う場合があるが、どのように取り扱えばよいか。	参加するか否かは訓練生の判断に委ねるものとします。なお、カリキュラム以外の学校行事の実施は委託の範囲に含まれないため、学校行事に係る経費は訓練に要する実費として認められません。 提案書様式9では計上しないで積算してください。なお、参加する場合は訓練生の自己負担となりますので、提案書様式9-2の任意徴収欄に記載してください。
委託費について、一般的な訓練コースにおける授業料も勘案することとされている一方で単価の上限があるため、事実上一般的な受講者(以下「一般生」という。)が支払う学費となるのか。	委託費については、上限単価の範囲内で一般生と同額以下となる経済的な委託費単価を設定してください。
専門学校等において一般的な受講者希望者から入学検定料を徴収している場合、委託訓練においても徴収してよいのか。また、徴収してよい場合、自己負担とするのか又は訓練実施経費に含めるのか。	委託訓練は訓練期間中に対する1人一月あたりの単価で契約することとしているため、委託費に入学検定料を含めることは困難であり、徴取しないことを前提にしています。
訓練の実施において、テキストなど教材の他に道具や材料の費用が別途必要となる場合については、教材費として自己負担となるのか。	教材費については、原則自己負担となります。ただし、一般生の受講料に一部の教材費も含まれている場合は、訓練生も同額であれば切り出して自己負担とする必要はありませんが、入学時に教材費として徴収する場合や、入学後に別途必要となるものについては自己負担として整理し、提案書様式9-2に、具体的な内容ごとに必ず明示してください。
応募倍率は応募者と受験者どちらを分母に算定したらよいか。	応募倍率=入校者／応募者 で算定してください。
提案の要件である就職率80%(介護福祉士、保育士以外のコースは正社員就職率80%)はどのように計算するのか。	それぞれのコースの実績要件の算定の方法は、提案書の様式にある就職率要件確認シートのとおりです。入力シートに実績を入力し提出してください。
正社員就職率を算定する際の正社員とは何を指すのか。	常用労働者のうち雇用労働期間の定めのないものをいい、契約社員やパートタイム、自営は入りません。
定着支援費の対象となる修了就職者とは何を指すのか。	訓練修了後3箇月以内に訓練に関連する職業に就職した者(内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く)を指します。「訓練に関連する職業に就職」とは、訓練の修了要件となっている資格を条件として就職した場合をいいます。

企画提案の応募にあたっては、千葉県物品等入札参加資格(委託)については、何年度のものが必要なのか。

企画提案の応募にあたっては、令和6・7年度の入札参加資格が必要です。新規提案等の場合で、まだ手続きがなされていない場合は、千葉県管財課で随時申請の手続きを、早急に行ってください。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kanzai/nyuu-kei/buppin-itaku/sankashikaku/shinsei.html>
(なお、選定後の契約するにあたっては、令和8・9年度の入札参加資格が必要です。令和8・9年度の入札参加資格の申請を行っていない場合は、千葉県管財課で必要な手続きを行ってください。)